

平成20年度国民健康保険事業の決算見込み

問 保険給付課 国民健康保険担当 ☎ 023-6051

市の国民健康保険財政は、被保険者からの国民健康保険税が収入全体の約25%を占めています。

国民健康保険税は、その年の医療費見込額から国・県からの支出金や市の一般会計からの繰入金などを差し引いた残りの額を被保険者に負担しています。

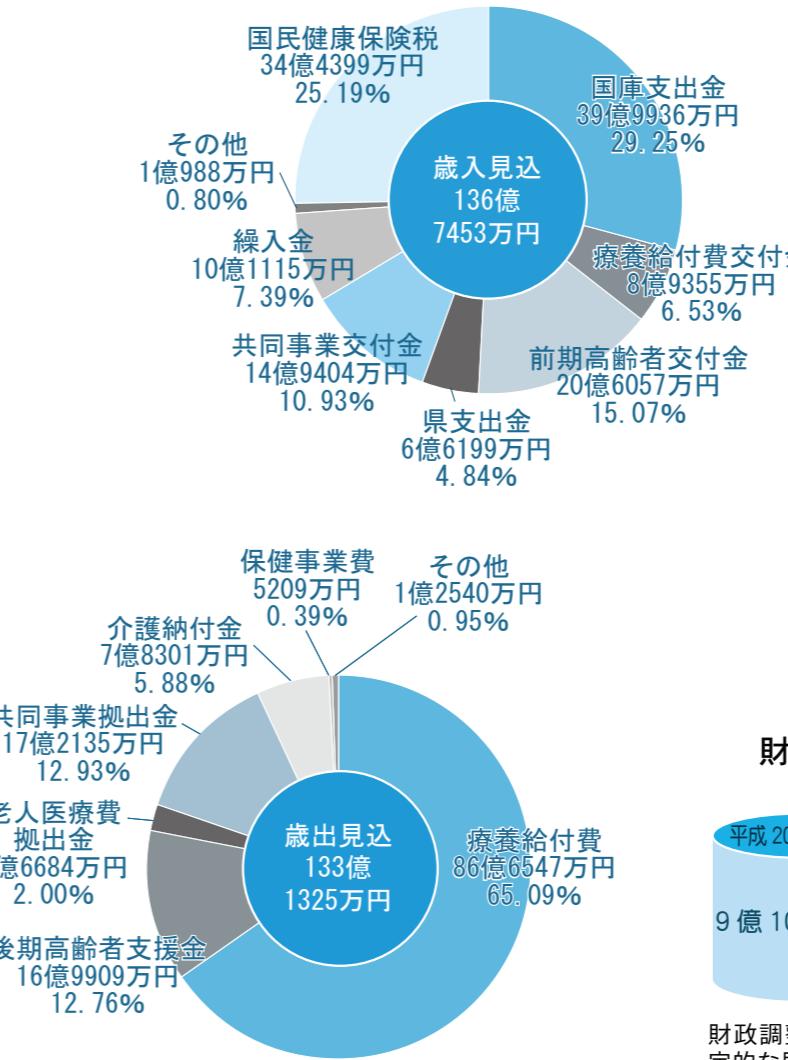
部は、医療費の支払いに充てられ、国民健康保険財政を支える大切な柱となっています。

また、歳出では、療養給付費（被保険者の本人負担以外の医療費）が全体の約65%を占めています。



財政調整基金は、国民健康保険事業の安定的な財政運営を図るための積立金です。

平成20年度国民健康保険財政決算（見込み）



長期優良住宅の固定資産税を減額します

■固定資産税

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の創設に伴い、長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅を新築し、長期優良住宅として認定された場合、その住宅に対する固定資産税が減額されます。

■対象住宅

次の要件をすべて満たす住宅が対象になります。

①長期優良住宅の普及の促進定長期優良住宅

②平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅

③住宅部分の床面積が50m²以上280m²以下の住宅

④住宅部分と住宅以外の部分がある併用住宅の場合は、住宅部分が全体の床面積の2分の1以上の住宅

■減額される額
一戸あたり120m²相当分（住宅部分に限る）の固定資産税の2分の1の額

■減額期間
新築から5年度分（3階建）

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

■後期高齢者医療保険・介護保険

送付します

後期高齢者医療保険の保険料は、支給される年金の額によって、年金から引き落としする場合（特別徴収）と、本

①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

②認定を受けた新築された住宅であることを証する書類（長期優良住宅認定通知書）

③提出先 税務課（市役所本庁舎3階）または各総合支所市民税務課

●その他 長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

●長期優良住宅の認定 長期優良住宅の認定を受けるためには、着工前に認定申請をする必要があります。認定申請書および関係書類を添えて、建築住宅課（市役所東庁舎3階）に申請してください。

●問い合わせ 認定申請書お問い合わせ窓口（市役所東庁舎3階）

この場合、普通徴収から特別徴収に途中から切り替わることになります。

人には、両方の通知書が送付されますので、送付された通知書をご確認ください。

年金引き落としから口座引き落としへの変更手続き

■税務課国民健康保険税担当 ☎ 023-5147

年金引き落としへの変更手続き

後期高齢者医療保険の保険料は、支給される年金の額によって、年金から引き落としする場合（特別徴収）となつている人

①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

②認定を受けた新築された住宅であることを証する書類（長期優良住宅認定通知書）

③提出先 税務課（市役所本庁舎3階）または各総合支所市民税務課

●その他 長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

●長期優良住宅の認定 長期優良住宅の認定を受けるためには、着工前に認定申請をする必要があります。認定申請書および関係書類を添えて、建築住宅課（市役所東庁舎3階）に申請してください。

この場合、普通徴収から特別徴収に途中から切り替わることになります。

人には、両方の通知書が送付されますので、送付された通知書をご確認ください。

介護保険料の保険料額決定通知書を送付します

■後期高齢者医療保険・介護保険

送付します

後期高齢者医療保険の保険料は、支給される年金の額によって、年金から引き落とし（特別徴収）で納めることになります。

この場合、普通徴収から特別徴収に途中から切り替わることになります。

人には、両方の通知書が送付されますので、送付された通知書をご確認ください。

介護保険料の保険料額決定通知書を送付します

■後期高齢者医療保険・介護保険

送付します

後期高齢者医療保険の保険料は、支給される年金の額によって、年金から引き落とし（特別徴収）で納めることになります。

この場合、普通徴収から特別徴収に途中から切り替わることになります。

人には、両方の通知書が送付されますので、送付された通知書をご確認ください。

相談窓口	
○宮城県新型インフルエンザ24時間対応窓口 (宮城県保健福祉部内)	
☎ 022-211-2675	
○発熱相談センター (大崎保健所内)	
☎ 91-0714	
相談時間 平日の午前8時30分～午後5時	
○大崎市生活相談窓口 (健康推進課内)	
☎ 23-5311	
相談時間 平日の午前8時30分～午後5時	
【お問い合わせ】	
▶ 健康推進課	
▶ 松山総合支所保健福祉課	
▶ 三木木総合支所保健福祉課	
▶ 鹿島台総合支所保健福祉課	
▶ 岩出山総合支所保健福祉課	
▶ 鳴子総合支所保健福祉課	
▶ 田尻総合支所保健福祉課	
☎ 23-5311	
☎ 55-5020	
☎ 52-2114	
☎ 56-9029	
☎ 72-1214	
☎ 82-3131	
☎ 38-1155	

新型インフルエンザは、免疫を持っている人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性のインフルエンザと症状が似ており、予防には、通常の季節性インフルエンザと同様に「せきエチケット」の徹底、こまめな「手洗い」や「うがい」が有効と考えられます。

6月10日、宮城県内で初めて新型インフルエンザの感染者が確認されました。

市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。

市民の皆さん、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報を基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

引き続き新型インフルエンザの徹底を

問 健康推進課 ☎ 023-5311

6月10日、宮城県内で初めて新型インフルエンザの感染者が確認されました。

市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。

市民の皆さん、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報を基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

新型インフルエンザは、免疫を持っている人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性のインフルエンザと症状が似ており、予防には、通常の季節性インフルエンザと同様に「せきエチケット」の徹底、こまめな「手洗い」や「うがい」が有効と考えられます。

市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。

市民の皆さん、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報を基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

新型インフルエンザは、免疫を持っている人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性のインフルエンザと症状が似ており、予防には、通常の季節性インフルエンザと同様に「せきエチケット」の徹底、こまめな「手洗い」や「うがい」が有効と考えられます。

市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。

市民の皆さん、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報を基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

新型インフルエンザは、免疫を持っている人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性のインフルエンザと症状が似しており、予防には、通常の季節性のインフルエンザと同様に「せきエチケット」の徹底、こまめな「手洗い」や「うがい」が有効と考えられます。

市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。

市民の皆さん、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報を基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

新型インフルエンザは、免疫を持っている人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性のインフルエンザと症状が似おり、予防には、通常の季節性のインフルエンザと同様に「せきエチケット」の徹底、こまめな「手洗い」や「うがい」が有効と考えられます。

市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。

市民の皆さん、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報を基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

新型インフルエンザは、免疫を持っている人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性のインフルエンザと症状が似おり、予防には、通常の季節性のインフルエンザと同様に「せきエチケット」の徹底、こまめな「手洗い」や「うがい」が有効と考えられます。

市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。

市民の皆さん、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報を基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

新型インフルエンザは、免疫を持っている人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性のインフルエンザと症状が似おり、予防には、通常の季節性のインフルエンザと同様に「せきエチケット」の徹底、こまめな「手洗い」や「うがい」が有効と考えられます。

市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。

市民の皆さん、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報を基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

新型インフルエンザは、免疫を持っている人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性のインフルエンザと症状が似おり、予防には、通常の季節性